

再意見書

令和2年3月4日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 宛て

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

NGN IPoE 協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

NGN IPoE 協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年2月20日付けで公告された接続約款の変更案に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>10Gbps サービスに関する以下の各組織・事業者等からのご意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PPPoE サービスが IPoE サービスと同じ時期に開始されること（特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構） ● 10Gbps 対応網終端装置やホームゲートウェイの開発期間を理由として PPPoE サービスの開始時期が IPoE サービスよりも遅れるべきではありません。（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会） ● PPPoE 方式と IPoE 方式の 10Gbps サービスの開始が同じ時期に開始されること。（イーブロードコミュニケーションズ株式会社） ● PPPoE と IPoE で同時期にサービスを開始できるよう、指導していただくよう要望します。（EditNet 株式会社） 	<p>先の意見募集で述べた通り、インターネットのトラフィック量は近年、継続して増加傾向にあり、日本国内の IPv6 によるアクセス回線の広帯域化については早急に対応する必要があります。「フレッツ 光クロス」サービスの IPoE 方式による提供開始日や展開計画を遅らせることについては反対します。</p>
<p>EditNet 株式会社からのご意見</p> <p>「PPPoE 方式には接続事業者数の制限がないことから競争が働き多くの事業者が参入しているのに対し、IPoE 方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況を考えると、IPoE 方式のみより高速なメニューの提供が可能になることには、競争上大きな問題があります。」</p>	<p>IPoE 接続事業者は 2020 年 3 月 1 日現在で 8 事業者存在し、また第 11 回接続料の算定に関する研究会で資料提示されている通り、IPoE 接続事業者を VNE として利用している ISP の数は 2017 年 12 月末時点で 66 事業者も存在しています。ISP は IPoE 方式によるローミングサービスを複数の VNE から選択して利用できる環境にあり、VNE 間で競争してサービス提供している状況にあります。従って当協議会としては「IPoE 方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況」にあるという主張は、論拠に乏しいと考えます。</p>